

◆（加納重雄君） 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長の加納重雄でございます。

このたび上程されました横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正の議案につきまして、提案者であります温暖化対策・環境創造・資源循環委員会を代表いたしまして提案理由の説明をさせていただきます。

横浜市では、現在、横浜市中期4か年計画、ヨコハマ3R夢プランの中で、資源集団回収による古紙回収率を100%とし減量化を図っていくという目標を掲げています。そして、この目標達成には、市民の皆様のご理解と御協力が不可欠であり、今後行政と市民が一体となって取り組んでいく必要がございます。しかしながら、現状としましては、市内の各地区において資源集団回収の古紙の持ち去りが後を絶たず、御協力をいただいている地域の皆様に多大な影響を及ぼしております。

本委員会では、昨年12月から1月にかけて、資源集団回収の実施団体の方を対象にアンケート調査を実施いたしましたが、その中の御意見として、持ち去り行為により古紙の回収量に応じて町内会や子供会に交付されている奨励金が減ってしまう、集積場所が荒らされ散乱したまま放置されている、せっかく地域のために出しているのに横取りするような行為は許されない、などの御意見をいただいております。事業者の方々も現場においてさまざまな方法で持ち去り対策を講じていただいておりますけれども、実効を上げるには限界があり、苦慮されているというお話も伺っております。

このような、市民の皆様の意欲を低下させ減量化の推進を阻害するような行為に対し、横浜市は毅然とした態度で臨む必要があります。また、中期4か年計画に掲げた目標に向けて、市民の皆様の行為を無駄にせず減量化を推進するための制度をしっかりと支え、持ち去り行為をさせない、許さない仕組みを構築することは、横浜市の責務であると考えます。

そこで、本委員会としましては、1年間をかけて資源物の持ち去り対策について検討を行った結果、持ち去り行為をさせないように抑止力を高めるにはその行為を明確に禁止し、さらに罰金を科すように現在の条例を一部改正すべきという結論に至り、本日ここに地方自治法第109条第7項の規定により本条例の一部改正を提出させていただくことにいたしました。

この条例の改正により横浜市のごみの減量化がより一層促進され、循環型社会の実現に向けてさらに前進することを願いまして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正の提案理由の説明とさせていただきます。

どうか多くの議員の皆様にご理解をいただき、御賛同くださいますよう心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。